社会福祉法人緑ヶ丘学園 介護福祉士修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道内の介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の 資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付け、もって当該学生の修 学を容易にするとともに、社会福祉法人緑ヶ丘学園(以下「学園」という。) が質の高い介護福祉士の養成、確保を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けは、学園が 行うものとする。

(貸付対象者)

- 第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、北海道内において文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)に在学する者であって、将来学園において介護福祉士として業務に従事しようとするものとする。
- 2 貸付対象者数については、毎年度の予算の定めるところによる。

(貸付期間及び貸付額等)

- 第4条 貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。
 - (1) 貸付期間は、養成施設に在学する期間を上限とする。
 - (2) 貸付額は、月額50,000円以内とする。なお、当該貸付けの最終回において、理事長が特に認めた者については、就職準備金として200,000円以内を加算することができるものとする。
 - (3) 修学資金は無利子とする。

(貸付けの承認等)

- 第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ理事長の承認を 受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも同様とす る。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、連帯保証人 2 人を定め、介護福祉士修 学資金貸付承認申請書(以下「申請書」という。)を理事長に提出しなければ ならない。

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者が受験した養成施設の合格通知書の写し又は在学証明書、履歴書、健康診断書、学業成績証明書(養成施設等の直前に在学していた教育機関のもの)
 - (2) 申請者及び連帯保証人の住民票(記載事項の省略のないものに限る。) 及び課税証明書等並びに身分証明書(又はこれに類するもの)の写し
 - (3) 申請者の戸籍謄本(ただし、申請者が未成年の場合に限る。)
 - (4) 誓約書及び同意書
 - (5) 申請者の在学する養成施設の長の推薦状
- 4 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付 の可否並びに貸付金額及び貸付期間を決定し、別に定める通知書により当該 申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定による貸付決定に係る通知書の交付を受けた者(以下「借受者」 という。)は、連帯保証人の連署した借用証書に当該借受者(未成年の場合を 除く)及び連帯保証人の印鑑登録証明書及び振替口座通知書を添えて、速や かに理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

- 第6条 前条第2項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 2 借受者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定 代理人でなければならない。
- 3 理事長が、連帯保証人について、著しく債務負担能力に欠けると判断した ときは、借受者に対し、別途連帯保証人を立てさせることができる。
- 4 借受者は、連帯保証人が欠けたとき又は破産手続開始の決定その他の事情 によりその適正を失ったときは、速やかに新たな連帯保証人を定めて、連帯 保証人契約書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 借受者は、前項その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、 理事長に連帯保証人変更届を提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付の承認の取消し等)

- 第7条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けの 承認を取り消すものとする。
 - (1) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 傷病その他の理由により、修学を継続することが困難であると認めら

れるとき。

- (4) 不品行により、将来学園の職員として適当でないと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽の申請その他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
- (7) 修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 理事長は、借受者が休学し、又は停学処分を受けたときは、休学し、又は 停学処分を受けた日の属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分ま で修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月 の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該 借受者が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付けされたものとみ なす。
- 3 理事長は、借受者が正当な理由なくしてこの規定に基づき提出すべきもの とされる届け出、報告等を行わなかったときは、修学資金の貸付けを停止す ることができる。

(返還の債務の免除)

- 第8条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の 返還の債務を免除するものとする。
 - (1) 借受者が、当該養成施設を卒業し、かつ介護福祉士の資格を取得し、 1年以内に学園職員となって、高齢者の介護業務又は障がい者の支援業 務(以下「介護等の業務」という。)に5年間従事したとき。
 - (2) 介護等の業務の従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は当該 業務に起因する心身の重大な故障のため、業務を継続することができな くなったと認められるとき。
- 2 介護等の業務従事期間を計算する場合においては、月数によるものとし、 1月未満の期間がある時は、これを1月として計算する。ただし、当該業務 従事期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該期間は介護等の業務従 事期間から除算するものとする。

(修学資金の返還)

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払いの方法によって、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、一括繰上償還することを妨げない。

- (1) 第7条第1項の規定により貸付けの承認を取り消されたとき。
- (2) 前条第1項第1号に規定するところにより当該免許取得後、1年以内に学園の職員として介護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 学園の職員として介護等の業務に従事した場合であって、前条第1 項第1号に規定する期間に達しないうちに学園の職員でなくなったと き。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 理事長は、第1項各号に該当すると認めたときは、別に定める通知書を当 該借受者に交付し、修学資金の返還を求めなければならない。
- 3 前項の規定により、修学資金の返還を求められた借受者は、理事長が発行 する納入通知書により指定された期日までにこれを納入しなければならない。

(返還の債務の履行の猶予)

- 第10条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該 各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予する ものとする。
 - (1) 第7条第1項各号(第2号、第3号及び第5号を除く。)の規定により、修学資金の貸付けの承認が取り消された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
 - (2) 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設において修学しているとき。
- 2 理事長は、前項の規定のほか、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - (1) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、貸付けを受けた 修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められたとき。
 - (2) 前号の規定のほか、特に理事長が認めるとき。理事長が必要と認める期間
- 3 本条第1項又は第2項の規定に該当し、修学資金の返還債務の履行の猶予 を受けようとする借受者は、別に定める返還債務の履行猶予申請書及び第1 項又は第2項の規定のいずれかに該当することを確認できる書類を添えて理 事長に提出し、当該猶予の承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の履行の猶予の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(返還の債務の減免)

- 第11条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金 の返還の債務(履行の到来していない部分に限る。)を減額し、又は免除する ことができる。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが 困難であると認められるとき。
 - (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難 であると認められる場合であって、返還期日の翌日以降、返還を請求し た最初の日から5年以上入金又は債務承認がないとき。
 - (4) 第8条第1項第1号の規定するところにより介護等の業務に従事した 場合において、当該業務に引き続き従事した期間が修学資金の貸付けを 受けた期間に相当する期間以上のとき。返還の債務の額の一部
- 2 前項第4号の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、当該借受者が介護等の業務に従事した期間の月数の合計を修学資金の貸付けを受けた期間の月数の合計(第7条第2項の規定により修学資金の貸付けが停止された期間を除き、かつ、その期間が24月に満たないときは24月とする。)の24分の60に相当する期間で除して得た数値を返還の債務の額(履行期が到来していない部分に限る。)に乗じて得た額とする。
- 3 前第1項の規定に該当し、修学資金の返還の債務の全部または一部の減免 を受けようとする借受者は、別に定める返還債務の減免申請書に同条の規定 に該当することを確認できる書類を添えて理事長に申請しなければならない。
- 4 理事長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免の可 否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(遅延利息)

- 第12条 理事長は、借受者が第9条各項の規定に該当し、その定める期日まで に修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき額について、当該遅延 した日数に応じて、別に定める遅延利息を徴収するものとする。
- 2 理事長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の遅延利息の全 部又は一部を減額又は免除することができる。

(届出義務)

第13条 借受者又は連帯保証人は、修学資金の返還を終了するまでの間又は返還を免除されるときまでの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、速 やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (2) 連帯保証人が死亡、失そう又は破産その他の事情によりその資格を失い、新たな連帯保証人を定めたとき。
- (3) 借受者が修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (4) 借受者が養成施設から退学若しくは停学、又は留年の処分を受けた とき、又は復学を認められたとき。
- (5) 借受者が自ら養成施設を退学若しくは休学したとき、又は復学したとき。
- (5) 借受者が養成施設を変更したとき。
- (6) 借受者が養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得したとき、又は介護福祉士の資格を取得できなかったとき。
- (7) 借受者が介護福祉士の資格取得後、1年以内に学園の職員として介護等の業務に従事しなかったとき。
- (8) 借受者が学園の職員として介護等の業務に従事した場合であって、 第8条第1項第1号に規定する期間に達しないうちに学園の職員でな くなったとき。
- 2 借受者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、死亡診断書又は戸籍謄本を添えて、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。ただし、第8条第1項に規定する介護の業務等の従事期間中に死亡したときは、この限りではない。

(返還届(返還計画書)の提出)

- 第14条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた 日から起算して20日以内に返還届(返還計画書)を理事長に提出し、返還 計画について理事長の承認を得なければならない。
 - (1) 第9条の規定に該当するとき。
 - (2) 第11条の規定により返還の債務の一部を免除されたとき。
- 2 借受者は、前項の規定により提出した返還届(返還計画書)の内容を変更 しようとするときは、返還計画変更申請書を理事長に提出して、その承認を 受けなければならない。
- 3 理事長は、前第1項又は第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を借受者に通知するものとする。

(遅延利息の減免申請)

第15条 第12条第2項の規定により、遅延利息の全部または一部の減免を受けようとする借受者は、遅延利息減免申請書に同条の規定に該当することを

確認できる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。